

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日
京都市条例第15号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり伏見福祉事務所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市伏見区御駕籠町91番地

変更後の位置 京都市伏見区鷹匠町39番地の2

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 21 年 10 月 13 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 15 号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

別表伏見福祉事務所の項中「京都市伏見区御駕籠町 9 1 番地」を「京都市伏見区鷹匠町 3 9 番地の 2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)